

ゴミ料金の減免

ボランティアシール

ボランティア団体や町内会活動で収集したゴミは、ボランティアシールをご利用ください。必要な団体は役場及び役場屈足支所に申し出て受け取ってください。町内会で必要な場合は、町内会長または衛生委員を通して交付を受けてください。



紙オムツ用ゴミ袋

紙オムツを使用している満64歳以上の方及び満3歳未満の幼児がいる家庭に紙オムツ専用ゴミ袋を交付しています。満64歳以上の方は利用申請が必要なため、お問い合わせください。

ゴミ処理の禁止事項

廃棄物処理及び清掃に関する法律によりゴミの不法投棄や屋外で焼却をすると罰則が科せられます。

ゴミの不法投棄禁止

ゴミの不法投棄及び未遂行為

- 個人 5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金
- 法人 1億円以下の罰金（一般廃棄物及び産業廃棄物）



ゴミの屋外焼却の禁止

ゴミの屋外での焼却及び未遂行為

- 個人 5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方
- 法人 3億円以下の罰金

屋外焼却の例外

- ①国または地方公共団体がこの施設管理を行うための焼却
- ②震災、風水害、火災等の予防や復旧のための焼却
- ③どんど焼きなど風俗習慣上または宗教上の行事のための焼却
- ④豆がら、耕地防風林などの農業や林業、漁業を営むための焼却
- ⑤キャンプファイヤー、学校行事での芋焼きなど軽微な焼却など



空き缶などのポイ捨て禁止

町では「住みよい環境づくり条例」を策定し、ゴミのポイ捨て禁止を含めた生活環境の改善、維持に努めています。また、北海道でも、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を策定し、みだりに空き缶などを捨てた場合は、2万円以下の過料が科せられます。

